

# 令和5年 第10回 由布市農業委員会総会議事録

1. 日 時：令和5年10月31日（火）14時00分
2. 場 所：由布市役所本庁舎 市民ホール2階 2-1会議室
3. 出席委員 7名  
会 長 7番 坂 本 成 一  
  
委 員 2番 二 宮 寿 徳  
3番 秋 吉 一 郎  
4番 高 田 英  
6番 大 野 重 利  
9番 安 部 義 浩  
10番 麻 生 秀 昭
4. 欠席委員 1番 縣 次 男  
5番 大 津 雄 司  
8番 江 藤 国 子  
11番 橋 本 早 人
5. 議事参与が制限された委員数 1名
6. 議事日程  
(1) 出席確認  
(2) 会長挨拶  
(3) 議 事  
① 農地法第18条の規定による合意解約通知の報告について  
② 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について  
③ 農地法第4条の規定による許可申請について  
④ 農地法第5条の規定による一時転用の許可申請について  
⑤ 農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について  
⑥ 非農地証明の発行について  
⑦ 農用地利用集積計画について（貸借権設定）  
⑧ 農用地利用集積計画について（農地中間管理事業分）  
⑨ その他  
(4) その他
7. 出席職員  
農業委員会事務局職員  
事務局長 二宮啓幸、次長 長松喜久一、主査 小原匡博、主任 興梠 太希、  
行政専門員 衛藤哲男
8. 会議の概要  
事務局長 行事報告、出席確認

出席委員は、11名中7名の出席で会議規則第8条により総会は成立していますので、只今より令和5年 第10回由布市農業委員会定例総会を開会いたします。会議規則第6条により会長は議長となりますので、議事進行をお願いします。

会長あいさつ

議長

それでは、これより本日の会議を開きます。お諮りします。会議は本日一日間と致したいと思いますが、これに異議ございませんか。

全員

異議なし

議長

異議なしと認めます。したがって、会議は本日一日間と決定しました。次に、会議録署名人の1名を指名します。本日の会議録署名委員は、議席番号2番 二宮 寿徳委員にお願いしたいと思います。宜しくをお願いします。次に、採決についてお諮りします。これから、採決します日程第1から第8までの全ての件は、会議規則第14条により挙手をもって採決したいと思います。ご異議ありませんか。

全員

異議なし

議長

それでは只今より会議規則第7条による議案の審議を行います。

■日程 第1 「農地法第18条の規定による合意解約について」  
(議案第1号～4号 4件)

議長

それでは、日程第1 農地法第18条の規定による合意解約について、4件あります。事務局より説明をお願いします。

事務局

日程第1 農地法第18条の規定による合意解約について、議案朗読説明。

議長

議案1号につきましては、皆さんに報告という事です承して頂きたいと思います。

■日程 第2 「農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について」  
(議案第5号～11号 7件)

議長

それでは、日程第2 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について、7件あります。事務局より説明をお願いします。

事務局

日程第2 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について、議案朗読説明。

議長

議案5号について、議席番号9番 安部 義浩委員より説明をお願いします。

9番 安部 義浩 委員

はい、9番の安部です。5号について説明いたします。

受人は27歳と若くて今は東長宝に住んでいるそうです。奥さんのお父さんとお母さんが筒口の渡人の家の近所に住んでいるということで、農機具なんかはまだ無いみたいなのでどうするのかと聞いたらさざんか農事組合法人と話をしている一緒に水稻を作ろうかということで、別に問題ないかと思えます。

審議の方よろしく願いいたします。

議長

それでは、議案5号につきまして、質問がある方はお願いします。

(ありません。)

質問が無い様でございますので、この案件 承認される委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数の為、この案件承認致します。

続きまして、議案6号につきまして議席番号2番 二宮 寿徳委員より説明をお願いします。

2番 二宮 寿徳 委員

はい、それでは6号議案について説明いたします。

受人は大分市の方でご家族、両親と住んでいるみたいです。週の半分ぐらいは阿蘇野の方に通ってるみたいです。

田んぼと畑はちょっと管理が出来ていない状況ではありますが、これから時間をかけて使えるようにしていくということで、将来的には野菜を作ったりしたいというふうに考えてます。

話を聞くとところによると、農業はすべてが初めての経験でもちろん機械なんかも持ってないわけですが、近所に住む方が色々加勢してくれているみたいで、また同地区には中山間の組合なんかもありますのでもしあれだったらそちらの方にも声をかけたりしたらどうだろうかという意見を伝えております。

特に問題はないかと思えます。よろしく願いいたします。

議長

それでは、議案6号につきまして、質問がある方はお願いします。

(ありません。)

質問が無い様でございますので、この案件 承認される委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数の為、この案件承認致します。

続きまして議案7号ですが、4番 高田委員が会議規則第12条の議事参与制限により退席となります。

(4番 高田 英 委員 退席)

それでは、江藤委員が欠席ですので事務局より説明をお願いします。

事務局

はい、説明いたします。

まず場所なんですけれども、湯布院の総合運動グラウンドのところの十字路を東側に行って一番奥の突き当りのところになります。

受人は、今年度に入ってもう申請が3件目ですかね。農機具も十分持ってますし、農業経験も十分という所で問題はないと思います。

審議お願いいたします。

議長

それでは、議案7号につきまして、質問がある方はお願いします。

(ありません。)

質問が無い様でございますので、この案件 承認される委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数の為、この案件承認致します。

高田委員 お入りください。

(4番 高田 英委員 着席)

高田委員に報告致します。

挙手多数により承認されました。

4番 高田 英 委員

ありがとうございました。

議長

続きまして、議案8号につきまして担当の橋本委員が欠席ですので事務局より説明をお願いします。

事務局

まず場所ではありますが、国道を湯布院の方へ走って農免を上がって行ってしばらく走ったら右手に熊野神社っていうのがあるんですけれどもその付近になります。

申請地は現在耕作されていない畑とのことで今後トマトやキュウリの作付けをしていきたいということでした。

農機具や農業経験も十分あるかと思しますので問題ないかと思います。

議長

それでは、議案8号につきまして、質問がある方はお願いします。

(ありません。)  
質問が無い様でございますので、この案件 承認される委員の挙手を求めます。  
(挙手 多数)  
はい、ありがとうございます。  
挙手多数の為、この案件承認致します。

続きまして、議案9号につきまして私(議席番号7番 坂本 成一委員)より説明をいたします。

7番 坂本 成一 委員

渡人は受人のお兄さんで以前からずっと受人が耕作していました。  
これからも継続して耕作されるので問題はないと思います。

議 長

それでは、議案9号につきまして、質問がある方はお願いします。  
(ありません。)  
質問が無い様でございますので、この案件 承認される委員の挙手を求めます。  
(挙手 多数)  
はい、ありがとうございます。  
挙手多数の為、この案件承認致します。

続きまして、議案10号につきまして議席番号4番 高田 英委員より説明をお願いします。

4番 高田 英 委員

議案10号を説明します。  
湯布院町の川南で、湯布院の旅館で夢想園というのがありますがそれをちょっと駅寄りに行くと富季の舎っていう旅館がありその裏手ぐらいの農地です。  
登記地目は田んぼになってますが現況としてはもう畑ということで、自家用野菜を子供さんが作るということで、受人は住所が大分市ですが挾間のすぐ横の東野台ですので通作距離も問題ないと思います。よろしくお願ひしたいと思います。

議 長

それでは、議案10号につきまして、質問がある方はお願いします。  
(ありません。)  
質問が無い様でございますので、この案件 承認される委員の挙手を求めます。  
(挙手 多数)  
はい、ありがとうございます。  
挙手多数の為、この案件承認致します。

続きまして、議案11号につきまして私(議席番号7番 坂本 成一委員)より説明をいたします。

7番 坂本 成一 委員

渡人と受人は親子です。生前贈与みたいな形でやりたいということで、現状ももう子供さんの方が農業関係は任されて仕事をしているということで、特に問題ないかなと思います。

議

長

それでは、議案11号につきまして、質問がある方はお願いします。

(ありません。)

質問が無い様でございますので、この案件承認される委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数の為、この案件承認致します。

### ■日程 第3 「農地法第4条の規定による許可申請について」

(議案第12号 1件)

議

長

続きまして、日程第3 農地法第4条の規定による許可申請について、1件あります。事務局より説明をお願いします。

事務局

日程第3 農地法第4条の規定による許可申請について、議案朗読説明。

議

長

議案12号について担当の大津委員が欠席ですので事務局より説明をお願いします。

事務局

それでは事務局から説明をします。

場所は挾間町の挾間大橋のところにあるドラッグストアセイムスから柏野の方に上がりまして、それから初瀬井路の水路の横にある細い市道に入ったところになってます。

ここは宅地が並んでいるところの進入路としての公衆用道路なんですが、昔道を作ったけど農地のままだったというところで、昭和55年頃からもう道路として利用されていたということで資料の5ページに写真を付けていますがもう完全に道路の状態になっています。

この奥の家はここしか進入路がないような状況で公衆用道路として必要であるような状況ですのでやむを得ず追認ではないかなと思っています。よろしくをお願いします。

議

長

それでは、議案14号につきまして、質問がある方はお願いします。

(ありません。)

質問が無い様でございますので、この案件承認される委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数の為、この案件承認致します。

### ■日程 第4 「農地法第5条の規定による一時転用の許可申請について」

(議案第13号 1件)

議

長

続きまして、日程第4 農地法第5条の規定による一時転用の許可申請について、1件

あります。事務局より説明をお願いします。

事務局

日程4 農地法第5条の規定による一時転用の許可申請について、議案朗読説明。

議長

議案13号について議席番号9番 安部 義浩委員より説明をお願いします。

9番 安部 義浩 委員

はい、9番の安部です。議案番号13番について説明いたします。

場所は県道の今畑に抜ける三国境のところから北の方に2キロほど入った市道沿いになります。

受人の会社が市道の拡幅工事をするのに土砂の仮置き場ということで、ここの前の道が広いので入りやすくここを利用したいということです。

進入路は敷き鉄板をするそうで、奥の細くなってる方は何も植わってなくて荒地になっています。手前の方の仮置き場所は草を刈って土砂を置きたいということです。

短期の6ヶ月間でありまして別に問題はないかなと思っております。

審議の方よろしく願いいたします。

議長

それでは、議案13号につきまして、質問がある方はお願いします。

質問ありませんか。

(ありません。)

質問が無い様でございますので、この案件 承認される委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数の為、案承認致します。

■日程 第5 「農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について」  
(議案第14号～16号 3件)

議長

続きまして、日程第5 農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について、3件あります。事務局より説明をお願いします。

事務局

日程5 農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について、議案朗読説明。

議長

議案14号と15号ですが、4番 高田委員が会議規則第12条の議事参与制限により退席となります。

(4番 高田 英 委員 退席)

それでは、江藤委員が欠席ですので事務局より説明をお願いします。

事務局

はい、事務局から説明いたします。

議案14号ですが、場所としては川西の交差点から湯布院の中心の方へ県道に向かひまして、その県道の下側のエリアとなっております。位置としては山崎地区の公民館の北側の方となっております。

申請地は現在耕作されていない空き地のような農地で、そこを受人が購入して別荘を建てるという申請になっています。

第3種農地、都市計画の用途地域内であることから問題はないと思います。お願いします。

議長

それでは、議案14号につきまして、質問がある方はお願いします。

(ありません。)

質問が無い様でございますので、この案件承認される委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数の為、この案件承認致します。

続きまして、15号についても江藤委員が欠席ですので事務局より説明をお願いします。

事務局

はい、事務局から説明いたします。

場所としては先ほどの14号の里道を挟んだ隣の土地です。先ほどの受人と15号の受人は姉弟でこちらは一般住宅を建てるという申請です。

ここも先ほどと同じように第3種農地であることから特別問題はないと思います。よろしくお願いします。

議長

それでは、議案15号につきまして、質問がある方はお願いします。

(ありません。)

質問が無い様でございますので、この案件承認される委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数の為、この案件承認致します。

高田委員 お入りください。

(4番 高田 英委員 着席)

高田委員に報告致します。

挙手多数により承認されました。

4番 高田 英 委員

ありがとうございました。

議 長

続きまして、議案16号につきまして議席番号6番 大野 重利委員より説明をお願いします。

6番 大野 重利 委員

では16号を説明します。

場所は挾間町来鉢、石城小学校の道路挟んで上の土地になります。

隣に旧町営住宅も建っていますし、排水についても確認したんですが問題ないようにあります。ここに18区画ができる予定になっております。

審議よろしくをお願いします。

議 長

それでは、議案16号につきまして、質問がある方はをお願いします。

質問ありませんか。

(ありません。)

質問が無い様でございますので、この案件 承認される委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数の為、この案件承認致します。

## ■日程 第6 「非農地証明についての審議」

(議案第17号～18号 2件)

議 長

続きまして、日程第6 非農地証明の発行について2件あります。事務局より説明をお願いします。

事務局

日程第6 非農地証明の発行について、議案朗読説明。

議 長

17号について質疑を求めたいと思います。

質問ありませんか。

(ありません)

質問がない様でございますので、採決をとります。

現地の状況から判断して申請地は農地に該当しないということで非農地証明を発行して良いと思われる委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数の為、非農地証明の発行を決定いたします。

続きまして18号について質疑を求めたいと思います。

質問ありませんか。

(ありません)

質問がない様でございますので、採決をとります。

現地の状況から判断して申請地は農地に該当しないということで非農地証明を発行して良いと思われる委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。  
挙手多数の為、非農地証明の発行を決定いたします。

■日程 第7 「農用地利用集積計画の決定について（貸借権設定）」  
(議案第19号～20号 2件)

議長  
日程 第7 農用地利用集積計画の決定について（貸借権設定）2件あります。事務局より説明をお願いします。

事務局  
日程 第7 農用地利用集積計画の決定について（貸借権設定）、議案朗読説明。

議長  
それでは、議案19号は新規の案件です。  
質問はありませんか。  
(ありません。)  
それでは質問が無いようでありますので、この案件を承認される委員の挙手を求めます。  
(挙手 多数)  
はい、ありがとうございます。  
挙手多数の為、この案件 承認致します。

続きまして、議案20号は新規の案件です。  
質問はありませんか。  
(ありません。)  
それでは質問が無いようでありますので、この案件を承認される委員の挙手を求めます。  
(挙手 多数)  
はい、ありがとうございます。  
挙手多数の為、この案件 承認致します。

■日程 第8 「農用地利用集積計画の決定について（農地中間管理事業分）」  
(議案第21号～22号 2件)

議長  
日程 第8 農用地利用集積計画の決定について(農地中間管理事業分)2件あります。事務局より説明をお願いします。

事務局  
日程 第8 農用地利用集積計画の決定について（農地中間管理事業分）、議案朗読説明。

議長  
議案21号の案件、ご質問があればお願い致します。

貸付予定者は若いの？

事務局  
32歳です。

議

長

結構若いね。

他に質問ありませんか。

(ありません。)

それでは、承認される委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数でございますので、この案件 承認致します。

続きまして、議案22号の案件、ご質問があればお願い致します。

(ありません。)

それでは、承認される委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数でございますので、この案件 承認致します。

## ■日程 第7 「その他」

議

長

その他で何かありますか。

無いようですので終了したいと思います。

以上で、会議規則第7条による議案審議は終了します。

審議、お疲れ様でした。